

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

会 員 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下「この法人」という。）の定款第56条第2項の規定に基づき、会員についての必要な事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 会員は、この法人の目的、事業に賛同する市町村、法人等又は個人とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 市町村会員

① 道内市町村

(2) 団体等会員

① 公益法人等

② 組合等

③ 商工会議所、商工会

④ 金融機関

⑤ 任意団体

(3) 一般会員

① 団体等会員に含まれない法人

② 個人

(入会の申込)

第3条 会員になろうとする者は、所定の会員入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(入会の承認)

第4条 入会の承認は理事長が決定し、承認した日をもって入会日とする。

(会 費)

第5条 会員は、毎年度会費を納入しなければならない。

2 会費は、会員の種別に応じて別表のとおりとする。ただし、理事長が特に認める場合は、会費を減額することができる。

3 10月1日以降3月31日までに入会した会員の会費は、入会した年度のみ前項で定める額の半額とする。

(会費の使途)

第6条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業費に50%未満を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することも可とする。

(会員の特典)

第7条 一般会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が主催する商談会等の参加料減免の適用
- (2) 小規模企業者等設備貸与事業利子補給金制度の利用
- (3) その他この法人が必要と認めたサービス等の利用

(退 会)

第8条 会員は、会員退会届をこの法人に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 個人である会員が死亡し、又は法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が下記各号の事由に該当するときは、除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく会費を3年分以上滞納したとき。
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員にも弁明の機会を与えなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

別 表

会 費 基 準 額

1 年会費の単位は、一口当たり年額 15,000 円とする。

2 会員口数は、次のとおりとする。

(1) 市町村会員

事業所数	口数
100 事業所以下	1 口以上
101 事業所以上 ~ 500 事業所以下	2 口 "
501 事業所以上 ~ 1000 事業所以下	3 口 "
1001 事業所以上 ~ 1500 事業所以下	4 口 "
1501 事業所以上	500 事業所区分毎に 1 口加算し、 40 口を上限とする

(注) 事業所数は、直近年次の「経済センサス-基礎調査」による。

(2) 団体等会員

① 公益法人等 2 口以上

② 組合等

組合員数	口数
20 人以下	1 口以上
21 人以上 ~ 50 人以下	2 口 "
51 人以上	3 口 "

③ 商工会議所、商工会 1 口以上

④ 金融機関 1 口以上

⑤ 任意団体 1 口以上

(3) 一般会員 1 口以上